

上海自由貿易区臨港片区、重点産業企業所得稅優遇明確化へ

2020年8月
第24号

要旨

2019年8月6日、上海自由貿易試験区臨港新片区(以下、「新片区」)における国際競争力のある税収制度の構築、資金収支利便化、税関監督革新、境外(国外)投資利便化を実現するガイダンスとして、國務院は「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区総体方案」¹(以下、「新片区総体方案」)を発表しました。

併せて、1年ぶりとなる新片区重点産業企業所得稅優遇政策の財稅[2020]38号(38号文)²がこのほど発表されました。2020年1月1日より、新片区内にある集積回路、人工知能、バイオ医薬、民用航空などの重点エリアの関連製品(技術)に従事し、実質的生産及び研究開発を展開する条件に合った企業法人に対し、設立より5年内の企業所得稅は15%の稅率を適用します。この所得稅優遇政策の恩典により、新片区の産業成長促進、並びに国際市場における影響力・競争力を有する自由貿易区への発展が期待されます。

詳細

政策適用条件	必須であるか	PwCの見解
<p>(一)2020年1月1日より、新片区内で登記した(区域外から移転した企業は含まない)、「新片区集積回路、人工知能、バイオ医薬、民用航空重点分野目録」(以下、「目録」、詳しくは添付ファイルを参照)にある関連分野の実質的生産または研究開発活動を主要業務とする法人企業であること。</p> <p>*実質的生産または研究開発活動とは、企業が固定生産・経営場所及び固定従業員を有し、生産または研究開発活動に相応するソフト面・ハード面の条件を備えた上で、関連業務を展開することを指します。</p>	必須	<ul style="list-style-type: none"> 新片区の状況から見れば、「目録」は新片区に所在する既存の製造型企業をほぼカバーしています。一方、多様な業務を展開する企業にとって、主要業務の判断方法が明確ではなく、具体的管理方法による明確化が必要です。 目下、中国の地方税制優遇の大部分は、「実質的運営」を強調し、より多くの実質的投資を誘致しようとしています。今回の優遇政策も、新片区に設立された実質的生産または研究開発活動を展開する「法人企業」が対象で、区域外でも拠点を持つ企業にとって注意しなくてはならないのは、区内にある業務のみ税制優遇を享受できるという点です。また、外部から新片区に移転した企業は、税制優遇を享受できません。 また、条件を満たした集積回路企業は、国發[2020]8号に基づき、企業所得稅減免措置を享受できます。 特に、優遇政策は、2020年1月1日より実施されましたが、5年の優遇期間は設立日より起算されます。2019年12月31日以前に新片区で登記し、条件を満たした企業は、2020年から設立満5年までの期間において優遇を享受できます。

政策適用条件	必須であるか	PwC の見解
<p>(二)企業は、少なくとも 1 件の重要産業(技術)を有すること。</p> <p>*重要産業(技術)とは、集積回路、人工知能、バイオ医薬、民用航空など重点分野産業チェーンで重要な役割を果たすまたは不可欠な製品(技術)を指します。</p>	<p>必須</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ハイテク企業認定で「主要製品(サービス)につき、技術面で中核的な支援作用をもたらす知的財産権」が要求されるのと類似しています。ただ、重要製品(技術)を「含む」ことは、「知的財産権を有する」よりは寛容的です。 • また、ハイテク企業認定と比較して、新片区優遇政策は企業の自社研究開発能力、研究開発費用等につき、明確な必須条件が提示されていません。
<p>(三)企業投資主体条件：</p> <p>1、企業投資主体がセグメント化された国際市場で影響力が上位であり、技術的实力も業界上位であること。</p> <p>2、企業投資主体がセグメント化された国内市場で影響力が上位であり、技術的实力も業界上位であること。</p> <p>(四)企業研究開発生産条件：</p> <p>1、企業が統括人材及びコアチーム中堅人材を有し、国内外の関連分野で長年科学研究に従事していること。</p> <p>2、企業が革新的技術を有し、その主力製品につき、自社知的財産権システムを構築する能力を有すること。</p> <p>3、企業が、産業チェーン核心サプライヤー多様化を推進し、国内産業グレードアップを牽引する能力を有すること。</p> <p>4、企業にハイエンド供給能力があり、核心技術指標が国際先端または国内先端レベルに達していること。</p> <p>5、企業の研究開発成果(技術または製品)がすでに国際的なまたは国内の一流端末設備メーカーに採用され、緊密且つ実質的に提携(資本、科学研究、プロジェクト等の分野)していること。</p> <p>6、企業が国家または省レベル政府の科学技術または産業化専用資金を獲得し、政府型投資基金または著名投資・融資機構の投資を受けていること。</p>	<p>(三)または(四)に列挙された副条件のいずれかを満たす</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 38 号文は、税収優遇文書で複数の条件のいずれかを満たす方法を初めて採用しています。企業は、(三)投資主体条件の一つ、または(四)に列挙された研究開発条件の一つを満たせば優遇を享受できます。 • 目下、政策の認定基準は比較的曖昧で漠然としています。例えば、投資主体条件で、「企業主体条件」は企業の直接親会社のみなのか、それとも最終親会社も含むのか、また「上位」「業界先端」の定義は何か、主流業界協会のランキングを参考するのかについては、具体的管理方法の認定手続きに注目する必要があります。

注意点

38 号文は新片区企業に所得税優遇奨励の方向性を示しました。現行のハイテク企業優遇に比べ、38 号文は、ハイテク製品(サービス)の収益構成比を強調しておらず、適用条件も比較的緩和されており、一部の研究開発段階にある、製品販売をしていない企業にとっては朗報です。集積回路、人工知能、バイオ医薬、民用航空企業は、企業設立時点、及び業務内容が「目録」範囲内に該当すること、並びに実質的生産または研究開発、重要製品/技術、投資主体、研究開発・生産、そして区内外の営業条件に密接に注目し、優遇適用の可否について初期段階の評価をしなくてはなりません。

今後、上海市財税部門は業界主管部門と協力し、重点産業企業認定に関する具体的管理方法を策定し、政策の実施細則を明確化する予定です。

法令遵守の面では、既存のその他税率優遇措置を見た限りでは、条件を満たした企業は通常、予納申告時に 15%の優遇税率を享受できますが、税務機関による調査に備え関連資料を保管する必要があります。政策は 2020 年 1 月よりさかのぼって適用されましたが、既存企業も 2020 年第 3 四半期で直接 15%を適用できるかに注目し、2020 年第 1 四半期及び第 2 四半期に過大に納付した税金について還付を申請し、キャッシュ・フローを改善することをご提案します。

今回打ち出された企業所得税政策以外に、「新片区総体方案」に基づき、上海市は新片区内で海外ハイエンド人材を奨励する個人所得税政策を模索するとともに、自由貿易口座を通じて投資・融資及び金融サービスの税収政策、上海国際運輸ターミナルをサポートする関連税制を実施し、境(国)外より物理的外周フェンスエリア内に入る貨物またはサービスに対し特殊な税収政策等を適用する計画です。私ども PwC のチームは引き続き新片区のその他税収政策に注目し、私どもの見解をタイムリーに共有いたします。

添付:

「新片区集積回路、人工知能、バイオ医薬、民用航空重点分野目録」

重点産業	細分化分野
集積回路	集積回路デザイン
	先端半導体技術、装備及びデバイス研究開発・製造
	基板、プラットフォーム及びアプリケーション開発
	半導体重要材料研究開発及び製造
	共通技術研究開発、検査、認証等のハイテクサービス
人工知能	AI チップ研究開発及び製造
	知能ハードウェア研究開発及び製造
	知能センサー研究開発及び製造
	開発プラットフォーム、ツールソフトウェア及びスマート情報技術サービス
	スマートロボット研究開発及び製造
	ICV、スマート新エネルギー自動車研究開発及び製造
	スマート装備及び材料研究開発及び製造
	共通技術開発及び技術基礎サービス
バイオ医薬	先端生命科学技術及び製品研究開発
	生物製品研究開発及び製造
	先端漢方薬・現代薬研究開発及び製造
	先端医薬装備研究開発及び製造
	先端医療機器研究開発及び製造
	臨床試験等専門技術サービス
民用航空	民用航空機完成機及び核心システム研究開発及び製造
	航空エンジン完成機及び核心部品研究開発及び製造
	航空核心材料研究開発及び製造
	テスト飛行、耐航性等航空産業チェーン関連サービス

注釈

1. 国務院の中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区総体方案の発布に関する通知(国発[2019]15号)
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419154.htm
PwC の関連見解は、「中国税務ニュースフラッシュ」2019年第24号をご参照ください。
2. 財税部、税務総局の中国(上海)自由貿易試験区臨港片区重点産業企業所得税政策に関する通知(財税[2020]38号)

お問い合わせ

本稿で取り上げられた問題が貴社の業務にもたらす影響をより深く理解するため、ご意見をいただけますよう、お願い申し上げます。

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

袁良健

PwC 中国税務及びビジネスコンサルティングパートナー
+86 (21) 2323 2747
bill.yuan@cn.pwc.com

朱虹

PwC 中国中部企業税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

唐慈明

PwC 中国総合ビジネスコンサルティングサービス
アソシエイトディレクター
+86 (21) 2323 2132
terry.cm.tang@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwCクライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2020年8月18日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することでPwCの専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びにPwCに関心をお持ちの方々々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
+86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2020年 普華永道(PwC) 著作権所有。普華永道(PwC)の許可なく配布を禁じます。普華永道(PwC)とは、PwCネットワークの中国メンバーファームを指し、場合によってはPwCネットワークを指します。詳細はこちらのURLをご参照ください：<http://www.pwc.com/structure>
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法的事業体であり、他のメンバーファームの作為又は不作為についていかなる責任も負いません。

上海自贸区临港新片区重点产业企业所得税优惠明确

二零二零年八月
第二十四期

摘要

2019年8月6日，国务院印发了《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案》¹（以下简称《新片区总体方案》），作为针对上海自由贸易试验区临港新片区（以下简称“新片区”）打造具有国际竞争力的税收制度，实现资金便利收付、海关监管创新、境外投资便利的纲领性文件。

时隔近一年，新片区重点产业的企业所得税优惠政策，财税[2020]38号（38号文）²于近日颁布。自2020年1月1日起，对新片区内从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等关键领域核心环节相关产品（技术）业务，并开展实质性生产或研发活动的符合条件的法人企业，自设立之日起5年内减按15%的税率征收企业所得税。此次新片区企业迎来所得税政策利好，也将助力新片区提升产业能级，逐步发展成为具有国际市场影响力和竞争力的自由贸易园区。

详细内容

政策适用条件	是否必须	普华永道观察
<p>（一）自2020年1月1日起在新片区内注册登记（不包括从外区域迁入新片区的企业），主营业务为从事《新片区集成电路、人工智能、生物医药、民用航空关键领域核心环节目录》（以下简称《目录》，详见附件）中相关领域环节实质性生产或研发活动的法人企业。</p> <p>*实质性生产或研发活动是指，企业拥有固定生产经营场所、固定工作人员，具备与生产或研发活动相匹配的软硬件支撑条件，并在此基础上开展相关业务。</p>	必须满足	<ul style="list-style-type: none">以新片区现状来看，《目录》基本涵盖临港目前的大部分制造企业。不过，对从事多类型业务的企业而言，如何判断其主营业务尚不清晰，有待具体管理办法明确。目前，我国的大部分区域性税收优惠都强调“实质性运营”，希望吸引更多实质性投资。本次优惠针对新片区设立并开展实质性生产或研发的“法人企业”，因此，有区外分支机构的企业需注意，可能仅区内业务有机会享受税收优惠。同时，从外区迁入新片区的企业，也不能享受税收优惠。此外，符合条件的集成电路企业还有机会按照国发[2020]8号规定享受企业所得税减免。特别地，优惠自2020年1月1日起实施，且5年优惠期从设立之日起计算。因此，2019年12月31日之前已在新片区注册登记且符合条件的企业，可自2020年至该企业设立满5年的期限内享受税收优惠。

政策适用条件	是否必须	普华永道观察
<p>(二) 企业主要研发或销售产品中至少包含 1 项关键产品(技术)。</p> <p>*关键产品(技术)是指在集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等重点领域产业链中起到重要作用或不可或缺的产品(技术)。</p>	必须满足	<ul style="list-style-type: none">• 类似于高新技术企业认定中要求“具备对主要产品(服务)在技术上发挥核心支持作用的知识产权的所有权”。不过,“包含”关键产品(技术),相较于必须“具备知识产权所有权”明显宽松。• 此外,相较于高新技术企业,新片区优惠政策对企业的自主研发能力、研发费用等并未提出硬性指标要求。
<p>(三) 企业投资主体条件:</p> <p>1、企业投资主体在国际细分市场影响力排名前列,技术实力居于业内前列;</p> <p>2、企业投资主体在国内细分市场居于领先地位,技术实力在业内领先。</p> <p>(四) 企业研发生产条件:</p> <p>1、企业拥有领军人才及核心团队骨干,在国内外相关领域长期从事科研生产工作;</p> <p>2、企业拥有核心关键技术,对其主要产品具备建立自主知识产权体系的能力;</p> <p>3、企业具备推进产业链核心供应商多元化,牵引国内产业升级能力;</p> <p>4、企业具备高端供给能力,核心技术指标达到国际前列或国内领先;</p> <p>5、企业研发成果(技术或产品)已被国际国内一线终端设备制造商采用或已经开展紧密实质性合作(包括资本、科研、项目等领域);</p> <p>6、企业获得国家或省级政府科技或产业化专项资金、政府性投资基金或取得知名投融资机构投资。</p>	满足(三)或(四)中的任一子条件	<ul style="list-style-type: none">• 38号文首次在税收优惠文件中出现多个条件择一满足的模式。企业只需要符合(三)投资主体条件中的一项,或者(四)研发生产条件中的一项即可。• 目前,政策的认定标准较为模糊和宽泛。例如,在投资主体条件中,“企业投资主体”仅指企业的直接母公司,还是也包括最终母公司?如何判断合资企业的投资主体?如何确定“排名前列”、“业内领先”,是否会参考主流行业协会排名?企业须关注具体管理办法的认定操作。

注意要点

38号文给出了新片区企业所得税优惠的鼓励方向。相比于现行的高新技术企业优惠,38号文并未强调高新技术产品(服务)的收入占比,适用条件似乎更为宽松,对一些尚处在研发阶段且还没有产品销售的企业来说更为友好。集成电路、人工智能、生物医药、民用航空企业须高度关注企业设立时点、业务是否落入《目录》范围、实质性生产或研发、关键产品/技术、投资主体、研发生产、区内外经营等条件,对优惠适用性进行初步评估。

下一步,上海市财税部门将会同产业主管部门制定重点产业企业认定具体操作管理办法,明确政策落地细节。

合规性方面,基于对现有其他税率类优惠的观察,符合条件的企业通常可以在预缴申报时享受15%优惠税率,相关资料留存备查。由于政策自2020年1月1日起实施,现存企业也应关注是否能在第三季度直接适用15%,并就前两个季度已多缴纳的税款申请退税,补充现金流。

除本次出台的企业所得税政策之外,根据《新片区总体方案》,上海仍在积极探索新片区内用以激励海外高层次人才的个人所得税政策、通过自由贸易账户开展投融资以及金融业务的税收政策、服务上海国际航运中心建设的配套税收制度、以及对境外进入物理围网区域的货物或服务实行特殊的税收政策等。普华永道团队将持续关注新片区的其他税收政策,并及时与您分享我们的观察。

附件：

《新片区集成电路、人工智能、生物医药、民用航空关键领域核心环节目录》

重点产业	细分领域
集成电路	集成电路设计
	先进半导体工艺、装备和器件研发与制造
	基础、平台及应用软件开发
	半导体关键材料研发与制造
	共性技术研发、检测、认证等技术服务
人工智能	AI 芯片研发与制造
	智能硬件研发与制造
	智能传感器研发与制造
	开发平台、工具软件及智能信息技术服务
	智能机器人研发与制造
	智能网联汽车、智能型新能源汽车研发与制造
	智能装备及材料研发与制造
生物医药	共性技术开发与技术基础服务
	前沿生命科技与产品研发
	生物制品研发与制造
	高端中西药研发与制造
	高端医药装备研发与制造
	高端医疗器械研发与制造
民用航空	临床试验等专业技术服务
	民用飞机整机及关键系统研发与制造
	航空发动机整机及关键核心部件研发与制造
	航空关键材料研发与制造
民用航空	试飞、适航等航空产业链配套服务

注释

1. 国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案的通知（国发[2019]15号）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419154.htm
相关普华永道观察，请见《中国税务/商务新知》2019年第24期
2. 财政部、税务总局关于中国（上海）自贸试验区临港新片区重点产业企业所得税政策的通知（财税[2020]38号）

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系:

任颖麟

普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

袁良健

普华永道中国税务与商务咨询合伙人
+86 (21) 2323 2747
bill.yuan@cn.pwc.com

朱虹

普华永道中国中部企业税主管合伙人
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

唐慈明

普华永道中国综合商务咨询服务副总监
+86 (21) 2323 2132
terry.cm.tang@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2020 年 8 月 18 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2020 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 <http://www.pwc.com/structure>。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。